フィンランド特許登録庁
（ＰＲＨ）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＦＩ．Ⅰ
国内処理請求書（特許）…… 附属書 ＦＩ．Ⅱ
国内処理請求書（実用新案）…… 附属書 ＦＩ．Ⅲ

略語のリスト

国内官庁：　フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）
ＰＡ：　特許法
ＰＤ：　特許令

指定（又は選択）官庁 ＦＩ	フィンランド特許登録庁 （ＰＲＨ） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＦＩ

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(3)に基づく期間　：優先日から31か月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？ 権利回復手数料	フィンランド特許登録庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める EUR　500
要求される国際出願の翻訳文の言語[1]	英語，フィンランド語又はスウェーデン語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，出願人の選択により最初に提出したもの又は補正されたもの）・図面の中の説明・要約 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には，出願人の選択により最初に提出したもの又は国際予備審査報告の附属書により補正されたもの）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？[1]	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず，国内官庁がＰＣＴ第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がＰＣＴ第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求する場合が考えられる。
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	2024年1月1日以降に行われた特許出願について認める

［次頁に続く］

1　基本手数料がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われている場合，翻訳文又は写しはその期間の満了から２か月以内に提出できる。ただし，翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料が２か月以内に支払われていることを条件とする。

ＦＩ	フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ）（続き）	ＦＩ

国内手数料[2]	通貨：ユーロ（EUR） 特許について： 基本手数料 ····· EUR 540 電子出願についての基本手数料 ···· EUR 430 15個を超える各請求の範囲についての手数料[3] ····· EUR 50 翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料[4] ····· EUR 140 最初の３年分の年金[5] ····· EUR 135 実用新案について： 登録手数料 ····· EUR 280 －電子出願の場合 ····· EUR 230 ５個を超える各請求の範囲についての手数料[3] ····· EUR 25 翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料[4] ····· EUR 120
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な　し
国内官庁の特別の要件（ＰＣＴ規則51の2）[6]	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名[7] 出願人が発明者でない又は唯一の発明者でない場合には，発明についての出願人の権利を正当化する陳述書[7] 出願人がフィンランドに居住していない場合は，代理人の選任 国際出願の翻訳文，特許について１通，実用新案について１通 国際出願が特許及び実用新案の両方である場合は，委任状（該当すれば）２通
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域に居住している自然人又は法人
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。

２　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

３　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

４　脚注１を参照。

５　特許法第31条に基づき出願手続が続行された日前若しくは同法第38条に基づき手続処理が開始された日前に開始していた年金年，又は同日付から２か月以内に開始する年金年については，いずれの場合であっても，出願手続が続行された又は他の手続がされた日から２か月目の月の末日まで，国際出願の更新年金の支払期日は到来しない。

６　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

７　対応する申立てがＰＣＴ規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。